

### <車両の表示・塗装について>

- 1 ドア部分・荷箱（荷台）の両側面・後方面には、許可業者名・許可業者である旨・許可番号を次により表示すること。
    - (1) 許可業者名 許可証に記載された氏名(名称)とし、個人事業主で許可証に屋号が記載されている者は屋号も表示すること。
    - (2) 文字の書体 丸ゴシック、数字は算用数字（アラビア数字）
    - (3) 文字色 黒色
    - (4) 文字の太さ 1 cm 以上
    - (5) 文字の大きさ
      - ア ドア部分（両側）は7 cm×7 cm 以上
      - イ 荷箱（荷台）の両側面は15 cm×15 cm 以上
      - ウ 後方面は10 cm×10 cm 以上

※ 車体の大きさにより文字が入りきらない場合は、縦のサイズはそのままとし、横のサイズを調整すること。

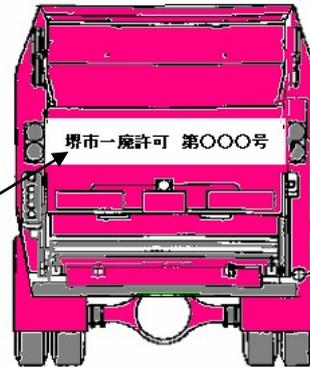
  - (6) 文字の背景 帯状に白色を着色  
※ 車体が白色等の場合は、文字の背景色を黒色、文字を白色とし、文字や文字の背景色が鮮明となるよう表示すること。
  - (7) 文字等の位置
    - ア 上下に偏りがないう車体中央部に見やすく配置すること。
    - イ 荷箱（荷台）側面については、車体上部から帯上部まで及び車体下部から帯下部までは、それぞれ20 cm以上空けること。
- 2 前各号の表示は、ペイント又は容易に剥がれないシールによる方法を使用するものとし、簡単に着脱できるマグネット等での表示はしないこと。また、車両の付属装備等により、表示が隠れないようにすること。  
※ 帯部分にはマーク等前項以外のものは表示しないこと。
- 3 配置等については、次の例のとおりとする。

[例]

#### \* 後方面

堺市一般許可 第〇〇〇号

帯部分は廃棄物投入口のシャッターを上げた状態でも常に読み取れる位置に表示すること  
文字は一段で表示し、二段書きしないこと



#### \* 側面（両側）

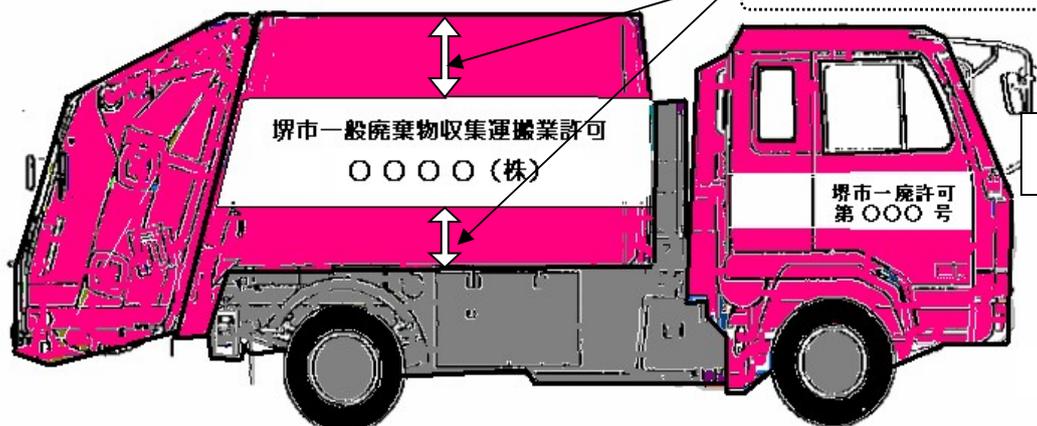
##### 荷箱（荷台）部

法人 堺市一般廃棄物収集運搬業許可  
〇〇〇〇（株）

個人 堺市一般廃棄物収集運搬業許可  
〇〇太郎

二段書きにすること  
ただし、助手席側ドア下部に窓がある場合は助手席側ドア部に限り一段書きでも可とする

20 cm 以上開けること



堺市一般許可  
第〇〇〇号

ドア部